

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手引き

令和 7 年 7 月
青森県平内町

1 目的

本手引きは、平内町内における再生可能エネルギー発電設備(以下「発電設備」という。)の設置等に関し、発電設備の設置等を行う事業者(以下「事業者」という。)が配慮すべき事項を示すことで、事業者と町、住民等との調和を図るとともに、再生可能エネルギーの利用促進が円滑に実施されることを目的とする。

2 対象設備

次に掲げる発電設備を対象とする。

- ア 太陽光を利用した発電設備
- イ 風力を利用した発電設備
- ウ 水力を利用した発電設備
- エ 地熱を利用した発電設備
- オ バイオマスを利用した発電設備
- カ その他再生可能エネルギーを利用した発電設備

3 対象地域

本手引きは、町内全域を対象とする。

4 調整事項

事業者は、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行うように努め、町が発電設備の設置等に係る事業計画書等について提出を求めたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

(1) 発電設備の設置等に当たり配慮すべき事項

- ア 関係法令を遵守すること。
- イ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- ウ 急傾斜地への設置は、災害防止の観点から避けること。
- エ 立木竹を伐採するときは、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめること。
- オ 周辺の生活環境及び景観に配慮すること。
- カ 事業を廃止したときは、速やかに発電設備を撤去すること。

(2) 住民に対し配慮すべき事項

- ア 事業者は、発電設備の設置周辺住民に対して事業説明会等を実施し、合意形成を図るよう努めること。
- イ 事業者は、発電設備の設置等に係る進捗状況について必要に応じ住民等へ報告すること。
- ウ 事業者は、発電設備の設置により周辺環境への影響が認められたときには、改善のための措置を適切に講ずること。
- エ 事業者は、発電設備の設置及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、若しくは発生する恐れがあるとき、又は住民等と紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずること。

5 手引きの見直し

本手引きは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

6 適用

本手引きは、令和7年7月1日から適用する。

再生可能エネルギー発電設備設置に関する関係法令窓口一覧

主な法令名称	主な規制対象	所管窓口
青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（共生条例）	設置計画の届出、認定等の手続き	平内町企画政策課 017-718-1325 平内町町民課 017-755-2113 青森県環境エネルギー部 環境政策課 017-734-9205
青森県再生可能エネルギー共生税条例	賦課徴収に関する申告手続き	青森県財務部 税務課 017-734-9064
国土利用計画法	土地売買届出等手続き	平内町企画政策課 017-718-1325
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域整備計画の変更等手続き	平内町農政課 017-755-2117
森林法	林地開発許可、伐採及び伐採後の造林の届出等手続き	〃
農地法	農地転用の許可等手続き	平内町農業委員会 017-755-2117
建築基準法	建築確認申請等手続き	東青県土整備事務所 建築指導課 017-728-0226
都市計画法	開発行為の許可等手続き	平内町地域整備課 017-755-2116
河川法	河川工作物設置等の許可申請等手続き	平内町農政課 017-755-2117 平内町地域整備課 017-755-2116 青森県県土整備部 河川砂防課 017-734-9661
青森県景観条例	一定規模を超える建築物及び工作物の届出等手続き（大規模行為）	平内町 地域整備課 017-755-2116 青森県県土整備部 都市計画課 017-734-9681
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等の届出及び特別天然記念物「小湊のハクチョウおよびその渡来地」、天然記念物「椿自生北限地帯」の現状変更等手続き	平内町教育委員会 生涯学習課 017-755-2565

主な法令名称	主な規制対象	所管窓口
土壌汚染対策法	土地の形質変更に係る届出等手続き	青森環境管理事務所 環境調査研究課 017-736-5411
環境影響評価法	環境影響評価（環境アセスメント）等に係る手続き	青森県環境エネルギー部 自然保護課 017-734-9485
自然公園法	工作物新築等許可申請手続き	〃